

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
6 年 6 月 20 日	
尼崎市長 殿	
提出者	
住所 神戸市東灘区魚崎浜町21	
氏名 アサヒプリテック株式会社 代表取締役 岩佐義仁	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6409-6056	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	アサヒプリテック株式会社 尼崎工場
事業場の所在地	尼崎市大高洲町4-10
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2319 その他の非鉄金属第1次精錬・精製業
②事業の規模	製造品出荷額(半製品) 4,355,833(万円)
③従業員数	93名(令和6年6月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	排出量	657.00 t	433.00 t
	（これまでに実施した取組） ・生産量低下に伴い7428廃アルカリ（有害）、7100強酸共に排出量は減少。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	排出量	656.00 t	432.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・工場内作業で発生した希薄な7428廃アルカリ（有害）を膜処理で無害化し、工場内において再利用を行うことで7428廃アルカリ（有害）を抑制。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・7428廃アルカリ（有害）及び7100強酸はそれぞれ、屋内15tピットにて保管
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・引き続き、7428廃アルカリ（有害）及び7100強酸はそれぞれ、屋内15tピットにて保管

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	20.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・工場内作業で発生した希薄な7428廃アルカリ（有害）の一部を膜処理で無害化し、工場内において再利用を行っている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	21.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・引き続き工場内作業で発生した希薄な7428廃アルカリ（有害）の一部を膜処理で無害化し、工場内での再利用を行う。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
②計画	（これまでに実施した取組） ・生産量低下に伴い、希薄な7428廃アルカリ（有害）の一部を膜処理で無害化し、放流することがなかった。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	1.00 t	0.00 t
②計画	（今後実施する予定の取組） ・希薄な7428廃アルカリ（有害）の一部を膜処理で無害化し、放流可能な場合は放流を行う。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	全処理委託量	637.00 t	433.00 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	637.00 t	433.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・優良認定処理業者への委託		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	全処理委託量	636.00 t	432.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	636.00 t	432.00 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き優良認定処理業者への委託を継続		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ヒフェニル廃棄物を除く。)	1090.00	t
	(今後実施する予定の取組等) ・2009年から電子マニフェストで対応・		
※事務処理欄			

(第6面)

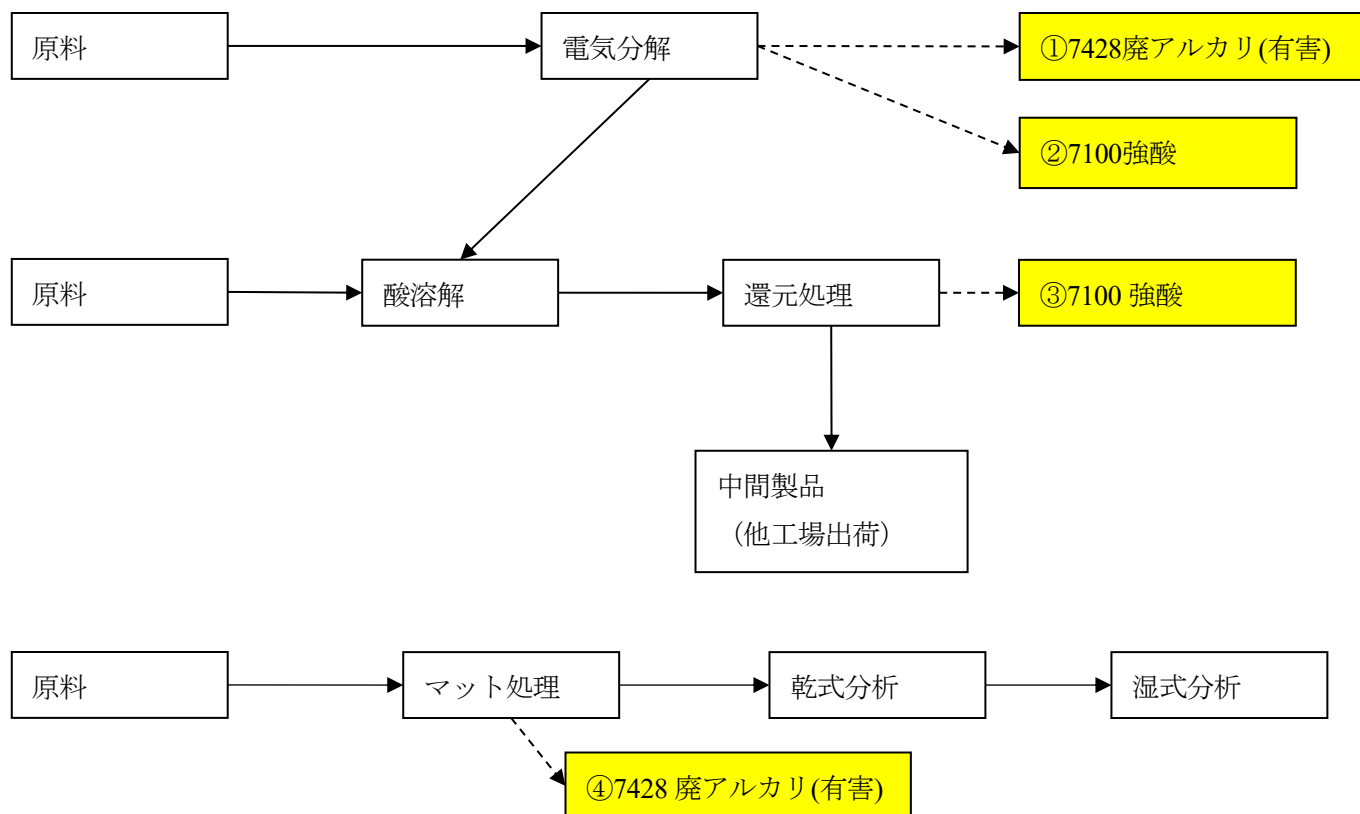
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【別紙】

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



① 7428 廃アルカリ (有害)

収集運搬 <委託：(株)新岡山工業 又は エコシステムジャパン(株)>

焼 却 <委託：エコシステム山陽(株)>

⇒焼却残渣は管理型処分場に埋立処分 <委託：エコシステム山陽(株)>

収集運搬 <株式会社森商事>

焼 却 <委託：光和精鉱株式会社>

⇒焼却残渣等は最終処分場には搬出せず、製品及び原料として再利用

② 7100 強酸

収集運搬 <委託：日本ケミテックロジテム(株)>

中 和 <委託：JWケミテック(株)>

⇒中和残渣は管理型処分場に埋立処分 <委託：渡邊林産株式会社>

収集運搬 <委託：平成ハイテック(株)>

中 和 <委託：(株)ダイセキ>

⇒中和残渣はセメント原料及び燃料として再利用 <委託：住友大阪セメント(株)赤穂工場>

③ 7100 強酸

収集運搬 <委託：(株)ダイセキ 又は (有)明石環境開発>

中 和 <委託：㈱ダイセキ>

⇒中和残渣はセメント原料及び燃料として再利用 <委託：住友大阪セメント㈱赤穂工場>

④ 7428 廃アルカリ (有害)

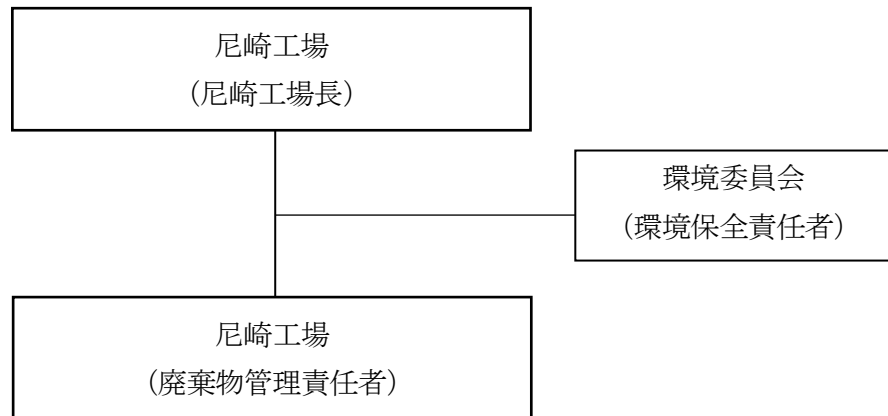
収集運搬 <委託：日本ケミテックロジテム㈱>

中 和 <委託：J Wケミテック㈱>

⇒中和残渣は管理型処分場に埋立処分 <委託：渡邊林産株式会社>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



* 分担

尼崎工場長

- ・ 廃棄物処理方針の策定
- ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

環境保全責任者

- ・ 統合的な廃棄物減量計画の立案（廃棄物の発生抑制、再生利用等）
- ・ 環境法規の遵守確認
- ・ 社員、関連会社に対する教育・啓発

尼崎工場（廃棄物管理責任者）

- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
- ・ 委託契約の締結
- ・ マニフェスト交付・管理
- ・ 監督官庁への各種報告
- ・ その他関係する事項